

める加工メーカーの動向，そして生産農家の苦境……と，千葉先生が自分で丹念に資料を集め，北海道の主産地農協にも電話取材して組みたてた授業である。

ありきたりの画一的教材を使わず，いま日本農業が抱えている難しい課題について，子供達の大好き物のフライドポテトにスポットをあて，旺盛な好奇心を刺激しながらたくみに考えさせていく過程，先生と生徒のイキイキとした会話を再現された教室の風景は感動そのものである。こうした取り組みは農業理解，とりわけ食料自給の大切さを教えるすそ野を広げることになる。

このような実践をしている先生は，全国・全道にはたくさんいると思われるが，社会科教育，理科教育，家庭科教育に対する手助けの情報提供は，農業の側としてこれまで，牛乳等の副読本やVTR等で行っているものの，十分なフォローはなされていない。馬鈴しょについてもこうした形での実践の必要性を痛感した。

〈むすび〉

本稿は需要拡大策としては，いささか具体

性を欠いた内容であり，最近の動向を紹介するにとどまる記述になったが，これまでの延長線上の対策では馬鈴しょの生産流通問題は解決できないと誰しもが判断しているのである。

したがって，現状をふまえ，需要拡大方策検討会等が出された，あらゆる立場の人達の意見・提案を参考にして，今後，具体策を組み立て，これまでも増した強力な推進が必要であると痛感している。

自由化対策は緊急を要するものである。しかし，自然界には慣性ということがある。とりわけ，農業は簡単に路線を変更すれば，必ずひずみが生ずる。政策や農業経営の転換は徐々に行うべきであるという側面も忘れずに手厚い行政の支援と，消費の側の理解を求めたい。

生産の側としても，自助努力によって生産改善による低コスト化，高品質化，安定供給に積極的に取り組むことはもちろん，需要拡大にも理解のもとに，地道な努力を行うなど流通の側面，とりわけ料理の普及に積極的に取り組む等の諸対策を継続的に進めることを願ってやまないものである。

常識法話

◇公正証書と執行力◇

終戦後，公証役場を利用される機会が増え，公正証書で借地契約，借家契約が作成される傾向が強くなった。公証人が国の特別公務員であり，その作成する文書は，裁判所に対して証拠力があり，確定日付としての効力が附与されているからである。

然し，公証人は裁判官ではなく，公証役場は裁判所ではない。それで，借家契約を公正証書で作成しても，敷金，権利金，家

賃等の金銭債権については，公正証書で執行力があるけれども，家を明渡せという執行力はないのである。これは，借地契約でも同じことで，地代・敷金・権利金等については，金銭債務だから，公正証書で強制執行ができるが，建物を収去して，土地を明渡せということは，できないのである。

公正証書にも，限界があることを知らないで，肝心なところで，失敗するから，注意が肝要である。